

資料 12

< コミュニティビジネスの評価について >

「コミュニティビジネス」としての活動を促進するためには、次のような評価基準を定めておくことを検討する必要がある。

- a . 行政からの補助金、助成金が全活動費の 5 0 % 以内
 - * つまり自立経営を促すため、補助や助成をメインとしている団体は除く。ここでいう補助金や助成金とは事務局運営に関わる支援金であり、事業的な接点である受託事業、共同事業は含まない。 団体の事業の継続性、自立性のため
- b . 地域住民が活動の主体である
 - * 構成員（または会員）の 3 0 % が地域（都道府県）の市民で構成されていること。これは都道府県と連携 = 地域の活性化のため、C B 団体の一定の構成員は地域住民であることを条件とする。
- c . 情報を公開する
 - * N P O 同様に決算の書類を公開する。また国の予算の市とは所定の書類によって明細を開示する。また C B 団体の詳細である事務局の所在、代表者、活動内容なども一定のフォーマットで提出させ、管理する。
- d . 予算の使途に割り当て基準を設ける
 - * 少なくとも社会活動や地域活動に 3 0 % 以上の予算を使用するなど、予算の使途も明確にする必要がある。特に人件費や経費（雑費）には上限を付けるなどが必要（全支出の 5 0 % 程度）。
- e . 地域（都道府県 / インターメディアリー機関）の評価を受ける
 - * 都道府県単位など地域レベルでの評価基準を作り、C B を評価することで行政と C B の連携が取れやすくなり、また C B の情報管理が容易になる（インターメディアリー機関の発足が求められる）。
地域の評価を受ける際には、1 年間の活動経歴、会計（収支）、翌 1 年間の活動計画などを提出すること。

資料出所：特定非営利活動法人 コミュニティ・ビジネスサポートセンター資料
（第 7 回雇用創出企画会議（平成 1 5 年 2 月 1 2 日）提出資料）